

社団法人 大船渡青年会議所定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は、社団法人大船渡青年会議所 (Ofunato Junior Chamber Incorporated) と称する。

(事 務 所)

第2条 本会議所の事務所は、大船渡市大船渡町欠ノ下向1番地の134に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 地域社会の正しい発展と地域住民の福祉向上のための諸問題の研究及び実施を図り、これらの活動を通じて会員相互の理解を深めるとともに自己の研鑽に努め、もって社会の人間の開発に資すること。
- (2) 社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、また関係諸団体との連携のもとに国家的、国際理解及び親善を助長し、日本と世界の繁栄と平和に寄与すること。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

- 2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行なう。

- (1) 会員の個人的修練及び相互の親睦に資する行事の開催
- (2) 産業、経済及び文化に関する研究並びにその改善発達に関する事業
- (3) 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業
- (4) 国際青年会議所、日本青年会議所、国内・国外の青年会議所及びその他の関係諸団体との連携
- (5) その他本会議所の目的達成に必要な事業

第2章 会員及び会費

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の3種類とし、正会員に限り民法上の社員とする。

- (1) 会 員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員

(会員の資格)

第7条 会員の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 正 会 員

正会員は、大船渡市及び大船渡市に隣接する地域に居住する 20 才以上 40 才未満の品格ある青年でなければならない。ただし、年度中に上記の制限年齢に達するとき、及び第 54 条に規定する直前理事長は、その年度内は制限年齢をこえて正会員の資格を有する。

(2) 特別会員

特別会員は、制限年齢に達した正会員が、その資格を有する。

(3) 賛助会員

賛助会員は、本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人及び法人又は団体とする。

(入 会)

第8条 本会議所に会員として入会を希望する者は、「社団法人大船渡青年会議所会員資格規則」に基づき、所定の入会手続きをしなければならない。

2 入会の承認は、理事会が行う。

(会員の権利)

第9条 正会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第10条 本会議所の会員は、本定款に別に定めるもののほか、定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会費等の納入義務)

第11条 会員は、入会に際し入会金を、また毎年定められた会費を所定期日までに納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額並びに納入期限は、「社団法人大船渡青年会議所会員資格規則」による。

(休 会)

第 1 2 条 やむを得ない事由により長期間出席できない正会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費は、別に定める「社団法人大船渡青年会議所会員資格規則」による。

(会員の資格の喪失)

第 1 3 条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

(1) 退 会

(2) 死亡又は解散

(3) 破産又は禁治産若しくは準禁治産の宣告

(4) 除 名

(退 会)

第14条 退会を希望する会員は、その年度の会費を納入して、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第15条 本会議所の会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。ただし、議決の前に除名しようとする者に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会議所の体面を傷つける行為又は本会議所の趣旨に反する行為のあったとき。
- (2) 会費納入義務を履行しないとき。
- (3) 出席義務を履行しないとき。
- (4) その他会員として適当でないと認められるとき。

第3章 総 会

(総会の構成)

第16条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第17条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の開催及び招集)

第18条 通常総会は、毎年1月及び9月に理事長が招集する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 5分の1以上の正会員から、会議に付すべき事項を示した書面で招集のあったとき。

3 監事は、総会の招集の必要を認めたときは、これを招集することができる。

4 総会は会日の少なくとも10日前までに、各会員に対し、総会の目的なる事項、目的及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

5 第2項第2号に規定する総会は、その請求を受け取った日から30日以内に招集の手続きをしなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、理事長が指名する。

(総会の定足数及び議決等)

第20条 総会は、正会員数の2分の1以上の正会員の出席により成立する。

2 議事は、本定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもってこれを議決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 委任状により出席及び議決権の行使は、出席正会員の名を記して委任した場合に限り有効とする。

(表 決 権)

第 2 1 条 正会員は、総会において各 1 個の表決権を有する。

(総会の議決事項)

第 2 2 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法の決定
- (6) 会員の除名
- (7) その他特に重要な事項

(総会の特別議決)

第 2 3 条 前条第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を総会で議決するには、出席正会員の 4 分の 3 以上の同意によらなければならない。

2 前項の議事に関する総会招集の通知には、付議事項の内容及び提案の理由を記載しなければならない。

(総会の議決事項の通知)

第 2 4 条 理事長は、総会終了後、遅滞なくその議決事項を会員に書面で通知しなければならない。

(総会の議事録)

第 2 5 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 出席正会員の数（表決委任者を含む）
 - (4) 議案及び議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び出席した会員のなかから、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 4 章 役 員

(役員の種類及び数)

第 2 6 条 本会議所に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 理 事 長 | 1 人 |
| (2) 副理事長 | 5 人以内 |
| (3) 専務理事 | 1 人 |
| (4) 事務局長 | 1 人 |
| (5) 会計理事 | 1 人 |

(6) 理事 10人以上30人以内
(理事長、副理事長、専務理事、事務局長及び会計理事を含む)

(7) 監事 4人以内
(役員の資格及び任免)

第27条 理事及び監事は、本会議所の正会員であることを要し、総会において選任及び解任される。

- 2 理事長及び監事は相互に兼ねることができない。
- 3 役員の選任方法については、別に定める「社団法人大船渡青年会議所役員選任規則」による。

(役員の任期)

第28条 役員の任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期のなかばに選任された役員の任期は、その期の末日までとする。
- 3 任期満了または辞任により退任した役員は、後任者の就任するまでその職務を行う。

(役員の職務)

第29条 理事長は、本会議所を代表し、所務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して事務局を総括する。
- 4 事務局長は専務理事を補佐し、LOM事業を円滑にならしめる為一切の渉外事務を処理する。
- 5 会計理事は、専務理事の指揮を受け、経理関係に関する処務を処理する。
- 6 理事は、本会議所の目的達成に必要な事業の推進に当る。
- 7 監事は、業務及び財産状況を監査する。
- 8 役員の職務に関して必要な事項は、本定款に定めるもののほか、「社団法人大船渡青年会議所運営規則」において別に定める。

第5章 理事会

(理事会)

第30条 理事会は、本会議所の運営に当る。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 直前理事長、監事及び監顧問は、理事会に出席し、意見を述べる事ができる。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、毎月1回以上理事長が招集する。

- 2 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の2分の1以上が、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会招集の請求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長及び理事長が指名したものがこれに当る。

(理事会の定足数及び議決)

第33条 理事会は、その構成員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(理事会の議決事項)

第34条 理事会は、次の事項を審議処理する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委託された事項
- (3) その他業務執行に必要な事項

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事録については、本定款第25条の規定を準用する。

(常任理事会)

第36条 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事をもって常任理事会を構成する。

2 常任理事会は、必要に応じて理事長が招集する。

3 常任理事会は、次の事項を審議処理する。

- (1) 理事会に提出する議案
- (2) 理事会から委託された事項

第6章 委員会

(委員会の設置)

第37条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、企画し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会の設置は、「社団法人大船渡青年会議所運営規則」による。

(委員会の構成)

第38条 委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員若干人をもって構成する。

2 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、副委員長及び委員は正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。

3 正会員は、役員を除き、全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成及び管理等)

第39条 本会議所の資産は、入会金、会費、寄付金品、事業に伴う収入資産から生ずる収入及びその他の収入をもって構成する。

2 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

3 本会議所の経費は、資産をもってこれにあてる。

(事業年度)

第40条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終る。

(会計区分)

第41条 本会議所の会計は、各事業年度毎に一般会計、特別会計及び基金会計の3種に区分して処理する。

- 2 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
- 3 特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模若しくは特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。
- 4 基金会計は、基本となるべき収支により積立てられた資産及び運用により取得した財産の収支を経理する。

(資産の請求権)

第42条 本会議所の会員は、その資格を喪失するに際し、本会議所の資産に対し、いかなる請求をもすることができない。

第8章 管 理

(定款等の備置)

第43条 理事長は、定款、諸規則、財産目録、会員名簿並びに総会及び理事会の議事録を常に事務所に備えて置かなければならない。

(報告書類の提出)

第44条 理事長は、在任年度終了後、すみやかにその任期中の年度にかかる次の各号に掲げる書類を作成し、当該年度の監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 会計報告書

イ 収支決算書

ロ 財産目録

ハ 貸借対照表

- 2 前項に規定する書類の提出は、当該年度終了後初めに開かれる通常総会の会日の1週間前までにしなければならない。
- 3 第1項の書類の提出を受けた監事は、厳正な監査を行ない、その通常総会の前日までに意見書を作成し、当該理事長に提出しなければならない。
- 4 当該理事長は、前項の意見書を添えて第1項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(報告書等の備付)

第45条 理事長は、前条第1項に規定する書類をその通常総会の会日の1週間前までに事務所に備えて置かなければならない。

(書類の閲覧)

第46条 会員は、第43条及び前条の書類をいつでも閲覧することができる。

- 2 理事長は、正当な理由がなく前項の閲覧を拒むことができない。

(提出及び主務官庁に対する報告)

第47条 理事長は、通常総会終了後、遅滞無く第44条第1項の書類を社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

2 理事長は、毎事業年度終了後、遅滞無く次の書類を岩手県知事に提出しなければならない。

- (1) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 前事業年度の事業報告書及び会計報告書
- (3) 前事業年度末の会員名簿及び前事業年度における会員異動状況報告書
(事務局)

第48条 本会議所は、その事務を処理するため、事務所の所在地に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長1人を置く。
- 3 事務局長は、理事長の命を受け、専務理事を補佐し、事務局の業務を掌理する。
- 4 事務局長は、理事会の議を経て理事長が任命する。
- 5 前各項のほか、事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第9章 解 散

(解散事由)

第49条 本会議所は、次の事由により解散する。

- (1) 目的たる事業の完了又はその成功の不能
- (2) 破 産
- (3) 設立許可の取消し
- (4) 総会の議決
- (5) 正会員の欠亡

(残余財産の処分)

第50条 本会議所の解散のときに存する残余財産は、総会の決議を経、岩手県知事の許可を得て、本会議所と類似の目的をもつ公益法人その他の団体に帰属させる。

(清 算 人)

第51条 本会議所の解散に際しては、解散の日を含む年度の民法上の理事の全員が清算人になり清算業務を処理する。

(解散後の会費の徴収)

第52条 本会議所は、解散後においても清算欠了の日までは、総会の議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員から徴収することができる。

第10章 雑 則

(定款変更の届出)

第53条 岩手県知事の認可を得て、本会議所の定款の変更があった場合には、変更部分を明示して、すみやかに社団法人日本青年会議所に届け出なければならない。

(直前理事長)

第54条 直前理事長は、前年度理事長が就任する。

2 直前理事長は、理事長の経験を生かし、庶務について必要な助言をする。

(顧問)

第55条 本会議所は、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

(施行規則等)

第56条 本会議所は、本定款の運用を円滑にするため、本定款に別に定めるもののほか、理事会の議を経て、施行に関する規則等を定める。

(附則)

① 設立当初の役員は、設立総会において選任するものとし、第27条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第28条第1項の規定にかかわらず昭和52年12月31日までとする。

2 本会議所の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和52年12月31日までとする。

本定款は、昭和52年1月1日から施行する。

平成15年11月4日一部改正